

## デイサービスセンターかんべ村運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人フェニックスが開設するデイサービスセンターかんべ村（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護予防通所介護従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当っては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターかんべ村
- (2) 所在地 広島市安佐北区可部7丁目13番15-1-7号

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 3名（常勤2名、内介護職員と兼務名）
- (3) 看護職員 3名（非常勤3名、機能訓練指導員と兼務）
- (4) 介護職員 11名（常勤4名、内生活相談員と兼務1名、非常勤7名）
- (5) 機能訓練指導員 3名（非常勤3名、看護職員と兼務）
- (6) 事務職員 1名（常勤、他事業所と兼務）  
事務職員は、必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。12月31日から1月3

日までを除く。

- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分を受付時間とし、サービス提供時間は、午前 9 時から午後 4 時とする。

(指定介護予防通所介護の利用定員)

第 6 条 指定介護予防通所介護の利用定員は 35 名とする。

(指定介護予防通所介護の内容)

第 7 条 指定介護予防通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 日常動作訓練
- (7) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

通常の実業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を越えた地点から路程 1 キロメートル当たり 20 円を実費として徴収する。

その他、食事代 1 回 600 円、パット代 1 枚 30 円、おむつ代 1 枚 100 円、クラブ活動費等として実費相当額を徴収する。

また、初回のみファイル等費用として 480 円徴収する。

前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し、同意する旨の文書に署名（記名押印）受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第 9 条 通常の実業の実施地域は、広島市安佐北区（可部・三入・大林・亀山・勝木・深川・口田・志路）、広島市安佐南区（八木）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。利用をキャンセルする場合は当日 8：00 までにその旨を事業所に連絡すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、介護予防通所介護の実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情等における対応方法)

第12条 利用者からの相談又は苦情等が生じた時は、速やかに管理者に連絡等の措置を講ずるとともに、利用者に対して迅速に回答するものとする。

窓口：広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号 TEL(082)812-3588

担当：木戸 孝明(生活相談員)

(虐待防止のための措置)

第13条 利用者に対する虐待防止のため、次の事項について取り組むものとする。

- ・組織運営の健全化
- ・従業者の負担やストレスへの対応
- ・チームアプローチ、従業者間の連携
- ・職業倫理、法令遵守の意識の啓発
- ・ケアの質の向上
- ・家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動の実施
- ・虐待防止の責任主体を明確にする為、虐待防止対応責任者を設置し、虐待防止責任者は、管理者があたるものとする。

虐待防止責任者：沼田 裕子

- ・虐待が疑われる事例を発見した場合の市町村等関係機関への報告

なお、これらの運用にあたっては、「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」(社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター)を参考にする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、介護予防通所介護従業者等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回
- (3) その他の研修

- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 当事業所は、利用者の通所介護サービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年又は5年保管する。
- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人フェニックスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程の一部を平成18年3月1日より改正する。
- この規程の一部を平成19年4月1日より改正する。
- この規程の一部を平成19年9月1日より改正する。
- この規程の一部を平成20年4月1日より改正する。
- この規程の一部を平成22年2月1日より改正する。
- この規程の一部を平成23年11月1日より改正する。
- この規程の一部を平成25年10月1日より改正する。
- この規程の一部を平成26年2月1日より改正する。
- この規程の一部を平成27年3月1日より改正する。
- この規程の一部を平成27年10月1日より改正する。
- この規程の一部を平成28年4月1日より改正する。
- この規程の一部を平成29年8月1日より改正する。
- この規程の一部を令和2年8月1日より改正する。